

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 市民・地域との連携

本計画を推進していくためには、民生委員・児童委員や地域委員会、自治会、ボランティア、NPO、サービス事業者、企業等との連携が必要不可欠となります。そのため、本計画の理念や方向性等を共有することができるよう、本計画を様々な媒体を活用して広く市民に周知します。

また、市職員は、地域が主体的に地域福祉推進のための活動に取り組めるよう、専門性の向上を図るとともに、地域とのつながりを強化します。

(2) 連携による推進体制の整備

地域福祉計画の趣旨や方向性を市職員に周知し、様々な分野において地域福祉の視点から施策を確認し、総合的に施策が推進されるよう取り組みます。

また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、地域福祉の推進に重要な役割を担う社会福祉協議会との連携をより一層強化します。

2 計画の進捗管理

(1) 数値目標の設定

計画の推進状況をはかるため、第5章で設定した数値目標について、毎年度確認を行います。

(2) 点検・評価の体制整備

毎年度、関係各課による事業の進捗状況の定期的な確認を行います。

また、本計画の点検・評価と地域福祉推進のための提言を行う「関市地域福祉計画推進委員会」を設置し、この委員会に活動内容や成果を報告し、市民視点、専門的視点から進捗状況を評価した上で、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しなどを行います。